

目の前のことに「喜」憂せず その先のことを読むことが大切

青木正人

株式会社ウエルビー
代表取締役



あおき・まさひと
●1978年神戸大学経営学部卒業。福祉専門学校・高齢者福祉施設等の設立から運営を手がけるなど福祉関連事業の理論と現場に精通。介護福祉ビジネスの経営・人事労務・教育分野等のコンサルティングならびに自治体の福祉施策等のコンサルティングを展開

利用者に負担増の意味を きちんと説明することが大切

前回、政権基盤の安定に加えて消費税増税を来春に控えていることから、「このタイミングがかな」と、厚生労働官僚も腹をくくって各種審議会に臨んでいる」と述べましたが、これにもう一つ付け加えると、今回の社会保障制度改革の見直しについて「単なる給付抑制ではなく、医療・介護を充実させる」という信念を持って進めているように感じます。社会保障制度改革国民会議の報告書は、給付削減だけでなく、併せて改革シナリオも打ち出しているからです。「財源に制限があるなかで、

社会保障制度を充実させながら改革を行う」ことを前提とした場合、当然必要な財源をねん出するため特定の領域を効率化するとともに、利用者の費用負担についても踏み込んで考える必要がでてきます。

この利用者の費用負担に関して、9月25日の介護保険部会では「一定以上所得者の利用者負担」「補足給付」「1号保険料の低所得者軽減強化」についての議論が行われました。公費負担を増やせないなかで、財源を確保するためには、介護保険料もしくは利用者の自己負担を増やすしかありません。ただ、制度に対する不信感や利用していない人の不満が溜まるため、介護保険料を大幅に上

げるといふ選択肢は採用しにくい面があります。そうなる介護保険を利用している人に応分負担してもらおうとなく、ここから手を付けるのは当然でしょう。

一定以上所得者の利用者負担を2割に引き上げる基準として厚労省は、①被保険者全体の上位約20%、②住民税課税者のうち所得額が上位概ね半分以上、という2つの案を示しました(表)。平均利用額で見ると、利用負担は数千円、1万5000円程度の増額です。で、払えない額ではありませんが、利用者には与える心理的抵抗は大きいと思います。

その結果、最初はサービスの利用控えもでてくるでしょう。ここで存在意義を問われるのがケアマ

ネジャーです。

自己負担が2割になることについて説明し、利用者に理解してもらうことはケアマネジャーの重要な役割です。混乱を招かないようにするには、「制度が変わったので、自己負担はこれから2倍になります」とではなく、今回の改革の背景や目的などを説明したうえで、「世代間の公平を保つとともに、持続可能な介護保険制度をつくるために必要なこと。若い人たちにツケを回さないようにしましょう」と訴えてもらう必要があります。利用者に「自己負担が倍になる」とお金の話だけに矮小化して理解されてしまうと、介護事業者が責められることにもなりかねません。こうした制度改革の意味がきちんと国民に理解され、自分たちの事業が縮小されていくことにもつながる恐れがあることを理解してもらう必要があります。

一方、1号保険料に関しては、住民税非課税世帯の保険料軽減強化に公費を投入し、軽減の幅を現在の第1・2段階の5割軽減を7割軽減に、第3段階の2・5割軽減を比較的所得の低い人は5割軽減

減に、その他は3割軽減にと、低所得者に対する保険料の軽減は強化される方向です。この低所得者に対する負担割合の軽減強化とセットにすることで、利用者負担に関して、負担できる人には負担してもらおうという原理原則を前面に打ち出すことができたとも言えます。

補足給付については、個人の資産を補足するためには国民総背番号制度やマイナンバー制度と一体的に行わないと難しいでしょう。今回は見送られるでしょうが、厚労省は今後、この資産の部分についても手を付けるといふ明確な意思を示したのは事実です。

社会福祉法人に求められる 高齢者の住まい確保への参画

10月2日の介護保険部会では「都市部の高齢化対策に関する報告書」および「住所地利例」「介護納付金の総報酬割」などがテーマになりました。

まず広域型施設の整備数の圏域間調整についてですが、これについては最初、「姥捨て山」といった反地域包括ケアシステムのない

メージがありました。杉並区と南伊豆町のようにかねてから住民同士のつながりがあり、自治体間連携を背景とするなど、自治体間の信頼関係を大前提とする背景があれば、納得して南伊豆町の区有地に設置される特養に入る住民もいるでしょう。受け入れ先である南伊豆町の人たちも同様だと思います。

とはいえ、都道府県をまたいでの入所はそれほど多く進まないと感じます。地方に入所先があるからといって、行きたいと思う人がどれだけいるかについては疑問が残るからです。高齢者本人の意思に反して施設入所を強いることになったり、生活保護者の受け皿になっただけだったりする恐れもあるので、慎重な議論が必要でしょう。

同報告書では「都市部の強みを活かした地域包括ケアシステムの構築」として、①在宅医療・介護を徹底して追求する、②住まいの新たな展開を図る、③地域づくりの観点から介護予防を推進する、④多様なサービスを活用して生活を支える――の4つをあげ、このうちの②において「空き家」の活用があげられています。耐震や防

表 自己負担2割の基準とそれに伴う利用料の変化

厚生労働省案	合計所得金額(収入から給与所得控除や公的年金控除をした金額)	年金収入ベースでみた場合			
		単身世帯	夫婦のみの世帯	要介護1	要介護2
案1: 被保険者全体の上位約20%	160万円以上	280万円以上	359万円以上		
案2: 住民税課税者のうち所得額が上位概ね半分以上	170万円以上	290万円以上	369万円以上		

[利用料の変化の例]	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後
在宅(平均利用額)	7,274	14,548	15,057	20,084	15,057	30,114	18,325	36,650	22,517	37,200
特養(多床室・30日)	18,900	37,200	20,970	37,200	23,100	37,200	25,170	37,200	27,210	37,200

火などの課題は多いものの、これは都市部以外でもぜひ検討すべき事項です。今から莫大な予算を使ってハコモノをつくっても、高齢化のピークを過ぎると意味をなさなくなる可能性があるからです。また、空き家やビルの活用もいいところは、多世代交流や見守り支援も期待できるからです。この部分に最後の砦である特養を有する社会福祉法人がかかわれば、バックアップ体制も万全になります。

有料老人ホームに該当するサ高住については住所地利例の対象に加えることも提案されましたが、これは当然。ただ、住所地利例ができたことで、安心していただける自治体があるのは問題です。根本的な問題解決を図るためには、市町村合併を含めた基礎的自治体の体力強化が必要です。財源や人材などに余裕がなければ地域支援事業を円滑に進めることはできませんし、道州制の前に基礎的自治体のあり方を議論すべきだと思います。もちろんきめ細かな対応ができるよう、圏域は小さくし、地域の文化を守るための工夫も併せて検討しなければなりません。

**介護保険サービスの対象は
要介護3以上に限定される**

9月18日の介護保険部会では特養の入所基準を見直し、要介護3以上に限定する案が出されましたが、10月30日の同部会で厚労省は「軽度の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特養以外の生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、例的に、特養への入所を認める」という案を示し、軽度者の入所も認める流れになっています。

ただ、厚労省は「特養関係者の意見を聞き入れ、要介護1・2も認めてくれた」と喜ぶのは早計です。なぜなら、たとえ実態は変わらなくても、「原則要介護3以上」という楔を打ち込まれたからです。厚労省の側に立つと、今後は特養以外の介護保険サービスについても、専門家が行う範囲は要介護3以上に限定するという方針に

先鞭をつけることに成功したと言えます。自分たちの主張が通つたと安心するのではなく、その先に何があるのかについて、きちんと考えないといけません。

特養については内部留保の問題も指摘されており、社会福祉法人の在り方等に関する検討会などで存在意義が問われるなど、風当たりは厳しくなっています。内部留保に関しては、建替え費用などの諸事情があるでしょうが、無意味に貯め込んでいるところがあるのも事実。加えて財務諸表を公開していないとなると、「内部留保を貯め込んでいる」と見られても仕方ありません。

このような状態を放置しておいて、「自分たちは地域社会のために素晴らしいことを行なっている」と主張してもコンセンサスを得るのは困難。情報公開を進めるとともに、各種検討会などで指摘された事項については、厳しいものに関して一旦真摯に受け止めて、譲れる部分については譲歩し、国民に対して社会福祉法人の意義

を示していくことが大切です。特養の入所基準を「原則要介護3以上」としたと同様に、財務諸表の公開は入口に過ぎません。国は状況がどうなっているのかを分析し、さらなる問題点を指摘してくると考えられます。関係者は、こうした危機感を共有しながら、先のことを考えていく必要があります。

**循環型生活支援に向けて
互助の仕組みづくりにも協力を**

今回は利用者負担や都市部の高齢化対策などについて述べましたが、いずれにしても今までと同じような経営を行なっているのは厳しくなるのが実情です。

介護保険事業に関しては今後、専門家として重度者にどのような対応ができるかが問われており、これができるかと経営の継続性を確保するのは難しくなるでしょう。もちろん重度者に特化するだけではないというわけではありませんが、前回も指摘しましたが、社会

福祉法人の存在意義を示すうえで、地域の支えあいを進める「互助」の仕組みづくりへの協力も大切です。互助を支えるセクターの中心は団塊世代であり、彼らの意欲や力を地域に還元する仕組みや居場所づくりに積極的に協力するよう發揮してもらおうことで、存在意義を示すことができますし、彼らが介護保険サービスを必要となつた時にはその需要を獲得することも期待できるからです。

たとえば特養の地域交流スペースを開放し、そこに絵を展示してもらったり、サロンにしたり、自由に使ってもらおう。こうした地域住民のネットワークづくりに協力するのも有効です。団塊世代が元気なうちに彼らとともにこうした互助の仕組みづくり、それを次世代につないでいくことが、継続的な地域のつながりとなり、また介護事業の継続的な発展にもつながるのです。こうした「循環型生活支援ビジネスモデル」を構築していくことも社会福祉法人の課題ではないでしょうか。